

◎国庫負担基準単位の算定誤りの例と関連するチェック項目

誤りの例1 国庫負担基準告示に定める単位数を使用せずに国庫負担基準単位を算定していた。

- **チェック項目** 別添1(1)の内訳の「国庫負担基準単位(a)」欄の一の位が0以外になっていませんか。
※国庫負担基準告示の単位数は一の位が全ての区分において0となっています。したがって、当該単位数を基に算定される「国庫負担基準単位(a)」欄も必ず一の位が0となりますので、注意してください。

以下の算定誤りについては、基準額の算定資料として参考様式を市町村から徴するなどしている場合、誤りを視覚的に確認できますので、確認の参考にしてください。

誤りの例2 交付申請時や変更交付申請時に算定した国庫負担基準単位のまま、実績報告をしていた。

- **チェック項目** 全ての月又は一部の月の「実利用者数」欄に同じ数字が入力されていませんか。
※国庫負担基準告示は月毎の実利用者数を基に算定するものであることから、支給決定をしてもサービスのない利用者は単位数を算定することはできません。全ての月又は一部の月の実利用者数が一定であるからと言って必ずしも誤りではありませんが、通常は月毎に利用状況は変動しますので、注意してください。

誤りの例3 4月に国庫負担基準告示の単位数が改定されているのに、12カ月分を同じ単位数で国庫負担基準単位を算定していた。

- **チェック項目** 国庫負担基準告示の単位数が改定されている年度において、同じ単位数で算定されていませんか。
※国庫負担基準単位は3月から翌年2月までを一年度として算定することとされており、単位数が改定されている年度においては、必ず改定前の単位数と改定後の単位数を使用することになりますので、注意してください。

誤りの例4 国庫負担基準告示に定める区分のとおりに利用者数を計上していなかった。

- **チェック項目** 区分(5)の(一)と(二)は適切に区分されていますか。
※区分(5)の(一)と(二)は大まかな区分として、(一)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されている者(同時に身体介護や家事援助が算定されている者を含む。)、(二)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されていない者に分けられます。そして、通常通院等介助等が算定される者の方が少ないことから、(二)の区分の方が利用者数は多くなります。したがって、(一)にのみ利用者数が入力されていたり、(二)と比較して(一)の利用者数が不自然に多いなどしていないか、注意してください。

◎国庫負担基準単位の算定に係るチェック項目

別紙様式	別添1(1)の内訳
1	「国庫負担基準単位(a)」欄の一の位が0以外になっていませんか。 ※国庫負担基準告示の単位数は一の位が全ての区分において0となっています。したがって、当該単位数を基に算定される「国庫負担基準単位(a)」欄も必ず一の位が0となりますので、注意してください。
以下、基準額の算定資料として参考様式を市町村から徴するなどしている場合、誤りを視覚的に確認できますので、確認の参考にしてください。	
参考様式(総論)	
2	全ての月の「実利用者数」欄に同じ数字が入力されていませんか。 ※国庫負担基準告示は月毎の実利用者数を基に算定するものであることから、支給決定をしてもサービスのない利用者は単位数を算定することはできません。全ての月の実利用者数が一定であるからと言って必ずしも誤りではありませんが、通常は月毎に利用状況は変動しますので、注意してください。
3	国庫負担基準告示の単位数が改定されている年度において、同じ単位数で算定されていませんか。 ※国庫負担基準単位は3月から翌年2月までを一年度として算定することとされており、単位数が改定されている年度においては、必ず改定前の単位数と改定後の単位数を使用することになりますので、注意してください。
4	参考様式の月と利用者数の月是一致的していますか。 ※参考様式は3月から2月までの一年分を入力することになっていますので、受付月基準で入力しないように注意してください。(例: 令和8年4月受付分であれば令和8年3月に入力)
参考様式(各論)	
5	区分(5)の(一)と(二)は適切に区分されていますか。 ※区分(5)の(一)と(二)は大まかな区分として、(一)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されている者(同時に身体介護や家事援助が算定されている者を含む。)、(二)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されていない者に分けられます。そして、通常通院等介助等が算定される者の方が少ないことから、(二)の区分の方が利用者数は多くなります。したがって、(一)にのみ利用者数が入力されていたり、(二)と比較して(一)の利用者数が不自然に多いなどしていないか、注意してください。
6	区分(7)と区分(8)に計上すべき利用者数はありませんか。 ※国保連合会から利用者数のデータの提供を受けている市町村において、国保連合会のstyleK1.csvのデータには区分(7)と区分(8)は利用者数は計上されておらず、styleK3.csvという別のデータに計上されています。styleK1.csvのデータだけを用いて区分(7)又は(8)に該当者はいないと判断するのではなく、styleK3.csvのデータも確認し忘れないように注意してください。